

【論点6】ガイドラインの厳格化について(就労系サービス)

現状・課題

- 令和7年11月に「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて※」(以下「ガイドライン」という。)を発出し、新規指定時に自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項等を整理したが、指定権者において、事業所に対して強制力をもって働きかけることが難しいとの意見がある。
(※)ガイドライン本文(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001602338.pdf>)

論 点

- ガイドラインで整理した項目のうち、指定権者・事業所において確実に実施すべき項目については、施行規則や指定基準等に位置づけてはどうか。

検討の方向性

- ガイドラインで示した内容のうち、下記の点について、施行規則や指定基準等に位置づけてはどうか。

【指定申請書・事業計画書】

- ・適切な支援及び事業運営を行う観点から、指定申請書類及び事業計画書等の内容については、事業所の管理者が責任をもって作成又は把握すること
- ・他事業所の指定申請書類及び事業計画書等の流用は原則認めないこと
- ・事業計画書では、就労系障害福祉サービスの事業計画に加え、事業の目的及び事業所に求められる責務の理解、法人の理念、当該事業を選択した理由、支援員の人員体制や研修の計画、利用定員の根拠、地域の関係機関との連携について記載すること
- ・指定希望者は、市区町村又は協議会等に対して事業開始に係る説明を行い、市区町村から開所予定地における就労系障害福祉サービスのニーズ等について確認をするとともに、その確認にかかる議事録等を作成・提出し、指摘を受けた事項について改善した上で、指定権者へ指定申請を行うこと

【論点6】ガイドラインの厳格化について(就労系サービス)

検討の方向性

【収支予算書】

- ・ 生産活動に係る計画について、下記の点に分かる資料を提出すること(例:財務諸表、業務委託契約書等)
 - － 利用者の賃金・工賃を支払うことができる生産活動収入が見込まれるか
 - － 生産活動の具体的な内容と収入見込みに整合性があるか
 - － 継続的な事業見込みがあるか
 - － 先行事業所との差別化に向けた計画(生産活動による収益に影響を与える要素)
 - － 利用者が当該作業に従事できる時間
 - － 生産活動に係る取引先情報
(企業等の名称、所在地、代表者、どのような契約をする予定か、単一の取引先だけでなく、複数の取引先を確保しているか等)

【生産活動の適切性】

- ・ 生産活動については、下記の観点を踏まえ、公費による就労支援の生産活動として適切な内容とすること
 - － 具体的な生産活動を行っていること
 - － 当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれること
 - － それにより安定した生産活動収入を得られること
 - － 地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があること
 - － 請負った業務が適正価格であること
- ・ 生産活動以外に就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練カリキュラムを予定している場合、サービス提供時間に占める割合が過大にならないようにすること
- ・ 生産活動の適切性を確認するため、「生産活動シート」を作成し、運営指導や指定更新、毎年度初めの届出時に指定権者に提出すること

【論点6】ガイドラインの厳格化について(就労系サービス)

検討の方向性

- ・ 作成した「生産活動シート」については、就労継続支援A型におけるスコア表、経営改善計画書及び財務諸表等とともに当該事業所等のホームページ等の分かりやすい場所に掲載すること。(なお、A型におけるスコア表については、別紙を含めてすべて掲載すること)
- ・ 業務委託費が生産活動会計の収入として計上されており、納品書等の書類上では受発注等が行われているように見えるものの、発注元が運営法人等であり、自立支援給付費等を業務委託費の原資としている場合で、これに加えて生産活動の実態がなかったり、委託内容に比して業務委託費が過大である場合は、実質的に自立支援給付費から利用者の賃金・工賃を払っているものであり、認められないものであること。

【在宅支援の適切性】

- ・ 適切なサービス提供を行うためには、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められるものであること。
- ・ 障害特性等により、通所による支援に比べ、在宅による支援の方が支援効果が上回ると認められる場合に限り、在宅支援が認められること。

○ また、指定の更新の際に、指定権者において、既存の事業所の更新の適否について適切な判断がしやすくなるよう、確認すべき項目などを改めて示してはどうか。